

# 総合計画

1 第一次佐賀市総合計画 （マスタープラン） .....	6
---------------------------------	---

# 1 第一次佐賀市総合計画（マスタープラン）

## (1) 計画策定の趣旨

2005年10月1日、佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村の1市3町1村が合併し、その後、2007年10月1日には佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町の1市3町が合併して、現在の佐賀市となっています。

本計画は、合併後最初の総合計画であることから、旧市町村の歴史や文化等を継承し、社会・経済情勢の大きな変化に的確に対応しながら、融和と発展のもと、新しいまちづくりを計画的、かつ、総合的に進めていくため策定しています。本計画では1市3町1村で合意した新市建設計画及び1市3町で合意した合併新市基本計画を基本として、新たな都市像に向けた長期的な展望を示しています。

## (2) 計画の役割・位置づけ

### ◇ 市における「行政経営の指針」

現行の総合計画は、新しい佐賀市にとって第1次となる「まちづくりの計画」であり、本市にとっては、施策を展開する際の基本方針を示した「行政経営の指針」となるものです。そのため、総合計画は行政経営における最上位計画と位置づけられています。

### ◇ 市民における「まちづくりの指針」

これからのまちづくりには、行政だけではなく、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等がより主体的に参画していくことが期待されます。総合計画は、行政経営の最上位計画であると同時に、本市の地域社会づくりを行っていくための基本となる計画です。市民と行政が共有する目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けてそれぞれに期待される役割を示すことで、市民と行政が手を携えて取り組む「まちづくりの指針」となるものです。

## (3) 計画の構成

この総合計画は、本市の目指す将来像及び政策展開の基本方向等を示した「基本構想」と、この構想を実現するための施策や基本事業を体系化した「基本計画」との2つで構成されています。

## (4) 計画の期間

計画の基準年次を2007年度（平成19年度）とし、目標年次を2014年度（平成26年度）とする8年間の計画です。なお、社会・経済情勢の変化に対応するため、基本計画については、中間年度の2010年度（平成22年度）に必要な見直しを行いました。

### 基本構想

#### ■社会潮流の変化

- (1) 人口構造の変化
- (2) 暮らしの安全・安心の確保に対する意識の高まり
- (3) 産業構造の変化と情報通信手段の高度化・多様化
- (4) 環境問題の顕在化
- (5) 価値観・ライフスタイルの多様化
- (6) 「公共」のあり方の見直し



#### ■基本理念

- (1) 量的拡大から生活の質の向上へ
- (2) 安全で、安心して暮らせる社会へ
- (3) 自立と自己責任の時代へ
- (4) 知と個性の時代へ
- (5) ところ通わず時代へ



佐賀市の将来像

人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」



#### ■政策展開の基本方向

佐賀の個性を生かした  
魅力ある地域産業の実現

地域で安心して生活できる  
社会の実現

自然と調和した  
個性的な美しいまちの実現

豊かな心を育み、  
楽しく学習できる社会の実現

地域経営の推進

#### ■総合計画を推進するに当たっての 基本姿勢

協働によるまちづくりの  
推進

男女共同参画社会の実現

行政経営の有効性と  
効率性の追求

福岡都市圏を意識した  
まちづくりの推進

## 基本計画（後期基本計画）

■ 将来推計（人口フレーム・産業フレーム）

■ 土地利用（土地利用方針・土地利用計画・都市構造）

### ■ 分野別計画

政策展開の基本方向 (5)	施策 (38)	基本事業 (118)	
佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現	◎ 観光の振興	情報の効果的発信 ほか	
	◎ 商工業の振興	既存商工業の経営支援 ほか	
	◎ 農林水産業の振興	地産地消と環境にやさしい農業の推進 ほか	
	◎ 中心市街地の活性化	街なか居住の推進 ほか	
	◎ 地域福祉の充実	福祉サービスの充実 ほか	
	◎ 高齢者福祉の充実	高齢者の自立生活支援 ほか	
	◎ 障がい者の自立支援	地域生活への支援 ほか	
	◎ 健康づくりの支援	自主的な健康づくりの支援 ほか	
	◎ 地域医療の充実	救急医療体制の充実 ほか	
	◎ 生活困窮者の自立支援	適正扶助の推進 ほか	
地域で安心して生活できる社会の実現	◎ 生活者の安全確保	防犯対策の充実 ほか	
	◎ 防災・危機管理対策の充実	消防・救急体制の充実 ほか	
	◎ 人権尊重の確立	人権意識の高揚 ほか	
	◎ 男女共同参画社会の実現	男女共同参画の促進 ほか	
	◎ 計画的な土地利用の推進	土地の有効利用の推進 ほか	
	◎ 総合交通体系の確立	生活バス路線の確保 ほか	
	◎ 道路ネットワークの充実	生活道路の整備による安心・快適な移動の確保 ほか	
	◎ 住宅環境の充実	快適な居住環境の充実 ほか	
	◎ 景観の形成	景観形成の推進 ほか	
	◎ 都市緑化の推進	緑化活動の推進 ほか	
自然と調和した個性的な美しいまちの実現	◎ 農業振興地域の保全	農業基盤の維持 ほか	
	◎ 森林の保全	森林環境の整備 ほか	
	◎ 水辺空間の充実	水辺空間の整備 ほか	
	◎ 環境の保全	温暖化防止対策の推進 ほか	
	◎ 循環型社会の構築	家庭系ごみの排出抑制とリサイクル ほか	
	◎ 子育て支援の充実	子育てと仕事の両立のための支援 ほか	
	◎ 就学前からの教育の充実	幼児教育の充実 ほか	
	◎ 家庭・地域・企業の教育力の向上	家庭の教育力の充実 ほか	
	◎ 生涯学習の推進	多様な学習機会の提供 ほか	
	◎ 市民スポーツの充実	生涯スポーツの推進 ほか	
豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現	◎ 魅力ある文化の醸成	遺跡、史跡等の保存・整備と活用 ほか	
	◎ 文化芸術活動の振興	市民文化活動の創造 ほか	
	◎ 協働と市民活動の推進	協働の仕組みづくり ほか	
	◎ 情報の共有化の促進	情報の共有化の促進	
	◎ 効果的・効率的な行政経営の推進	経営の仕組みの充実 ほか	
	◎ 財政の健全性の確保	健全な財政運営 ほか	
	◎ 業務執行体制の充実	職員の資質の向上 ほか	
	◎ 議会活動への支援	議会運営への支援 ほか	
	地域経営の推進		

■ 重点プロジェクト

事務事業（約1000事業）

## 個別計画

本書では、各事業の総合計画上の位置づけを認識してもらうため、参考までに事業名等の横に番号を付けています。番号は下記の施策一覧の番号に対応しています。

(例：番号が**1-1**の場合、「政策1. 佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現」  
「施策1. 観光の振興」に位置づけられます。)

政 策

1. 佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現

施 策

1-1  
1-2  
1-3  
1-4

観光の振興  
商工業の振興  
農林水産業の振興  
中心市街地の活性化

2. 地域で安心して生活できる社会の実現

2-1  
2-2  
2-3  
2-4  
2-5  
2-6  
2-7  
2-8  
2-9  
2-10

地域福祉の充実  
高齢者福祉の充実  
障がい者の自立支援  
健康づくりの支援  
地域医療の充実  
生活困窮者の自立支援  
生活者の安全確保  
防災・危機管理対策の充実  
人権尊重の確立  
男女共同参画社会の実現

3. 自然と調和した個性豊かな美しいまちの実現

3-1  
3-2  
3-3  
3-4  
3-5  
3-6  
3-7  
3-8  
3-9  
3-10  
3-11

計画的な土地利用の推進  
総合交通体系の確立  
道路ネットワークの充実  
住宅環境の充実  
景観の形成  
都市緑化の推進  
農業振興地域の保全  
森林の保全  
水辺空間の充実  
環境の保全  
循環型社会の構築

4. 豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現

4-1  
4-2  
4-3  
4-4  
4-5  
4-6  
4-7

子育て支援の充実  
就学前からの教育の充実  
家庭・地域・企業の教育力の向上  
生涯学習の推進  
市民スポーツの充実  
魅力ある文化の醸成  
文化芸術活動の振興

5. 地域経営の推進

5-1  
5-2  
5-3  
5-4  
5-5  
5-6

協働と市民活動の推進  
情報の共有化の促進  
効果的・効率的な行政経営の推進  
財政の健全性の確保  
業務執行体制の充実  
議会活動への支援